

木津川市国民健康保険運営協議会

会 議 名	令和5年度第2回木津川市国民健康保険運営協議会		
日 時	令和5年11月9日(木) 午後2時から午後3時30分	場 所	木津川市役所 第2北別館 2階会議室
出席者	委員 ■:出席 □:欠席	1号委員 (被保険者代表)	■石崎美保 委員、■藤井千賀 委員、■尾崎田鶴 委員 □林 直 委員、■村上恵子 委員、■大村元昭 委員
		2号委員 (保険医・保険薬剤師代表)	■飯田泰啓 委員、■吉村 陽 委員、■若菜和雄 委員 ■渡邊誠之 委員、■内藤邦夫 委員、■川田雅彦 委員
		3号委員 (公益代表)	■馬 泰子 委員、□石塚修二 委員、■岡田一良 委員 ■森村 勝 委員、□高原和子 委員、■駒野弘子 委員
	市 理 事 者	井上副市長	
	庶務(事務局)	市民部 前川部長 国保年金課 木村課長、東村課長補佐、浅田課長補佐 山出課長補佐、新谷	
傍 聴 者	無		
議 題	1. 開会 2. 資格審査 3. 会長あいさつ 4. 市長あいさつ 5. 会議録署名委員の指名 6. 議事 1. 報告内容 (1) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について (2) その他 7. 閉会		
会 議 結 果 要 旨	1. 開会 ・ 開会宣言 ・ 委員の紹介 2. 資格審査 ・ 会議成立の資格審査 3. 会長あいさつ ・ 馬会長あいさつ 4. 市長あいさつ ・ 井上副市長あいさつ 5. 会議録署名委員の指名 ・ 協議会の定めによる会議録署名委員の指名 6. 議事 (1) 審議 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について ・ 質疑・応答 (2) その他 ・ 意見及び質疑・応答		

	<p>7. 閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事終了及び議長降壇</li> <li>・ 閉会宣言</li> </ul>
<p>会議経過 要 旨</p>	<p>1. 開会 事務局が開会を宣言した。</p> <p>2. 資格審査 委員18名中 15名の出席により、会議が成立していることを確認した。</p> <p>3. 会長あいさつ 馬会長が開会に際してのあいさつを行った。 要旨は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について、慎重なる審議をお願いしたい。</li> </ul> <p>4. 市長あいさつ 井上副市長があいさつを行った。 要旨は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の木津川市国民健康保険に加入する被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施内容、方法及び成果に係る目標等基本的事項について定める第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について積極的な意見を賜り、よりよい計画策定を目指したい。</li> </ul> <p>5. 会議録署名委員の指名 会議録署名委員として大村委員と川田委員を指名した。</p> <p>6. 議事 馬会長が議長となり議事を行った。</p> <p>(1) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定(案)について</p> <p><b>【配布資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定</li> <li>・ 第1期・第2期データヘルス計画の評価</li> <li>・ 第2期データヘルス計画</li> </ul> <p><b>【事務局説明の概要】</b> 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定についてについて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（以後「次期計画」といいます。）の策定にあたり、第1期データヘルス計画、第2期データヘルス計画（以後、「現計画」といいます。）を評価し、次期計画を策定。</li> <li>・ 平成27年度から平成29年度の第1期データヘルス計画及び平成30年度から令和5年度の現計画の保健事業を振り返り、委員皆様のご意見をいただき、次期計画の策定に反映させたい</li> <li>・ データヘルス計画の目的は、被保険者の健康の保持・増進、生活の質</li> </ul>

の維持・向上を図り、医療費の適正化を図る

- ・ 保健事業は、効果的・効率的な実施のため、特定健康診査や特定保健指導の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿って実施。

※PDCAサイクル：P（計画）D（実行）C（評価・検証）A（改善・見直し）

- ・ 令和4年度の市の人口に占める国民健康保険加入率は18.6%、国民健康保険被保険者数は年々減少。

（R5.3末 14,085人、R4.3末 14,764人、R3.3末 15,168人、R2.3末 15,105人、R1.3末 15,388人）

- ・ 医療費は、平成30年度と令和4年度を比べると増加、被保険者一人当たりの医療費も同様
- ・ 特定健康診査未受診者対策事業について  
第1期データヘルス計画では、業者委託、特定健康診査受診勧奨の人数に上限があり、受診勧奨後受診率が平成29年度は7.9%
- ・ 特定健康診査の圏域化・集団の効果検証を行う。
- ・ 特定保健指導について、管理栄養士・保健師と衛生部門と協力し特定保健指導を実施しているが、国の目標値とかなり乖離。
- ・ 特定健康診査結果返却と同時に特定保健指導を行い、早期介入を実施した。特定保健指導実施率は平成29年度11.8%から令和3年度19.8%と8%向上し、目標指標には達成。
- ・ 生活習慣病重症化予防として「糖尿病性腎症重症化予防事業」を医療機関と連携し取り組んでいる。
- ・ 服薬情報通知事業は、平成30年度から実施。現計画期間中に薬価コードの変更があり、対象者の抽出基準が変わり、次期計画で効果検証を実施。
- ・ ジェネリック医薬品差額通知事業も、事業委託していたが令和3年度より市で実施のため、普及率の算出基準が変わり、評価できず。今後も更なる医薬品の普及を推進していく。
- ・ 年内に第3期データヘルス計画（案）、第4期特定健康診査等実施計画（案）の策定をし、第3回国民健康保険運営協議会にて、報告予定。

【主な質疑・応答】（○…質疑・意見、▶…質疑に対する応答）

- 特定健診の受診率がアップしているのは驚いた。どのくらいのアップになるのか。  
▶ 資料2に掲載している第1期の実績H28年度36.7%→R3年度41.4%
- 受診していない方の勧奨案内は全員にしているのか。  
▶ 未受診の方全員です。
- 勧奨についてのコストはどのくらいかかっているのか。  
▶ 後ほど調べて回答します。
- 通院中の方が特定健診受診勧奨の通知を受けてもすでに治療しているので、必要ないと思われる。本当に受診されていない方に届いているのか、対象がずれていないか。

○ 昔は受診中の方は特定健診を受けなくてもよいとなっていた。国庫財政支援制度・補助金との兼ね合いもあり、特定健診の高い受診率が必要。

第1期データヘルス計画と現計画とで生活改善率の評価方法はどうなっているのか。

➤ 改善内容は、運動内容と食事内容がどう変化しているかについてを受診票で確認、評価している。

○ 国のポイントについて10年ずっと委員をやっているが、今まで継続的に行ったことが評価されるのか。毎年新たな事業を行うことによってポイントがつくのか。コストについても気になる。

➤ 保険者支援努力制度は、国の評価項目により実施率、実施割合で評価点が決まる。

木津川市は当初、他市町村よりもいち早く事業に取り組んだため金額の割り当てが大きかった。2,3年経ち、全国的に取り組む自治体が増えれば国の配分は目減りする。目標達成に向かってコストをかけても取り組むべきものと、コストをかけずに工夫していく部分がある。管理栄養士、保健師を増員し、訪問をするなど目標達成に向けて1ポイントでも多く獲得できる取り組みを進めている。現計画を振り返り、そのうえで次期計画に反映していくにはどうしたらいいか。皆様の意見をいただきたい。

○ 木津川市は受診率40%だが東北は60%高い数字を出しているところもある。がん検診と集団健診を組み合わせ取り組んでいる自治体もある。

なぜ、受診しないか調査はされたか。今までとは違う視点で取り組んでほしい。

➤ 今まで健診を受けていない方などに対して、個別健診と集団健診を行った。集団健診では、定員120人(2回実施)を超え、90人ものキャンセル待ちがあった。集団健診を行った後、結果説明会で自身の健康を振り返ることで、関心を持ってもらう。今後、集団健診の在り方についても改善していく。

○議長 今後の取り組みとして、特定健診の人数を増やすのみでなく、分析していい方向になるよう進めていただきたい。

## (2) その他について

### 【事務局からの報告】

- ・ 出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置について12月議会に上程し、1月から施行。地方税法が改正されたことにより、条例改正を行う。上位法改正により、説明のみ。
- ・ 府国民健康保険運営研修会参加される方は事務局まで

## 7. 閉会

議事の終了を受けて議長が降壇し、全日程を終えて事務局が閉会を宣言した。

## 第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画の策定

### 1 背景

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」と掲げられた。またこれを受け、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部が改正され、「市町村及び組合は(中略)健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。」と定められた。

市町村国保においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質(QOL)の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化に資すると考えられる。このため今般、第 1 期及び第 2 期計画における実施結果等を踏まえ、PDCA サイクルに沿った保健事業の展開、達成すべき目標やその指標等を定めるため、第 3 期データヘルス計画を策定することとする。

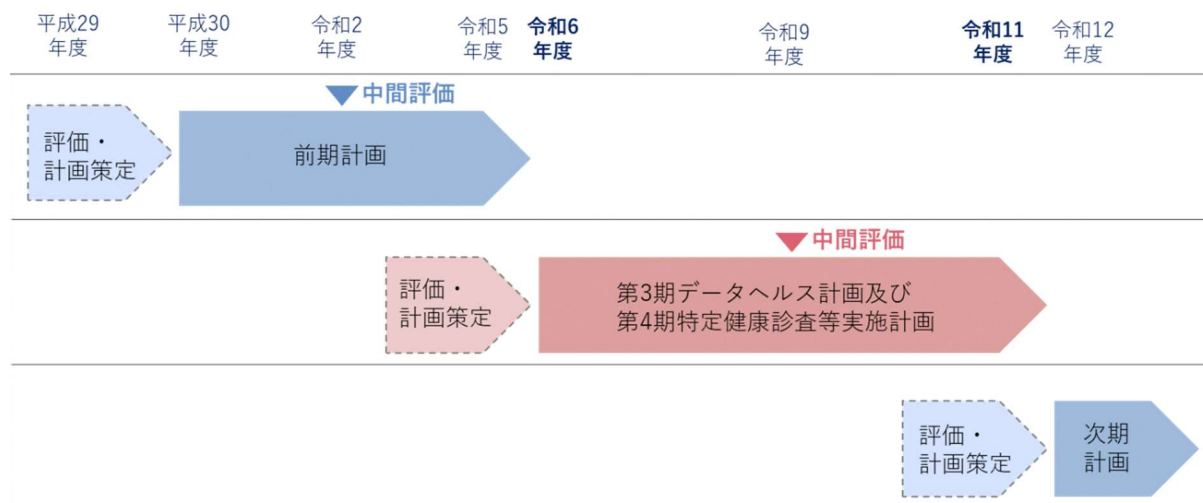
### 2 策定方法

データヘルス計画の策定にあたっては、健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小等を基本的な方向とするとともに、関連する他計画(健康増進計画、医療費適正化計画、介護保険事業計画、高齢者保健事業の実施計画、国民健康保険運営方針、特定健康診査等実施計画)と調和のとれた内容とします。本計画において推進・強化する取り組み等については他計画の関連事項・関連目標を踏まえて検討し、関係者等に共有し、理解を図ります。

計画名称	根拠法令
第 3 期データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省告示)
第 4 期特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条

### 3 計画期間

計画期間は、関係する計画との整合性を踏まえ、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。



## 4 国民健康保険の現状

### (1) 人口構成

市の令和4年度における人口構成概要を示したものです。高齢化率(65歳以上)は24.9%であり、府と比較して低いです。また、国民健康保険被保険者数は14,352人で、市の人口に占める国民健康保険加入率は18.6%であり、国民健康保険被保険者数は、年々減少しています。

区分	総人口 (人)	国保被保険 者数(人)	国保加入率 (%)	高齢化率 (%)	平均余命 (年)	平均自立期 間(年)	出生率 (%)	死亡率 (%)
木津川市	76,987	14,352	18.6	24.9	男性：84.2 女性：88.1	男性：82.3 女性：84.2	8.2	7.6
京都府	2,495,174	498,511	20.0	29.4	男性：82.4 女性：88.4	男性：80.4 女性：84.3	6.6	10.8

出典：国保データベース（KDB）システム「地域の全体像の把握」

### (2) 年度別基礎統計

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
A	一カ月平均の被保険者数(人)	8,733	8,625	8,536	8,500	8,352	
B	レセプト件数(件)	入院外	92,789	90,569	83,888	86,301	85,021
		入院	2,318	2,440	2,208	2,393	2,348
		調剤	60,935	59,648	55,140	56,287	56,085
		合計	156,042	152,657	141,236	144,981	143,454
C	医療費(円) ※	3,181,242,440	3,366,657,950	3,145,011,370	3,414,369,640	3,363,393,240	
D	一カ月平均の患者数(人) ※	5,240	5,105	4,819	4,891	4,785	
C/A	被保険者一人当たりの 医療費(円)	364,292	390,345	368,459	401,671	402,717	
C/B	レセプト一件当たりの 医療費(円)	20,387	22,054	22,268	23,550	23,446	
D/A	有病率(%)	60.0%	59.2%	56.5%	57.5%	57.3%	

データ化範囲(分析対象)…入院(DPCを含む)、入院外、調剤の電子レセプト。

対象診療年月は平成30年4月～令和5年3月診療分(60カ月分)。

資格確認日…1日でも資格があれば分析対象としている。

※医療費…レセプトに記載されている請求点数を集計し、金額にするために10倍にして表示。

※一カ月平均の患者数…同診療年月で一人の方に複数のレセプトが発行された場合は一人として集計。

(3) 被保険者一人当たりの医療費及び医療費の三要素（令和4年度）

		入院	入院外	全体
被保険者一人当たりの医療費(円)		140,377	199,910	340,287
三要素	受診率(件/人) ※	0.24	8.60	8.84
	一件当たりの日数(日) ※	17.52	1.52	1.95
	一日当たりの医療費(円) ※	33,732	15,258	19,711

データ化範囲(分析対象)…入院(DPCを含む)、入院外、調剤の電子レセプト。

対象診療年月は令和4年4月～令和5年3月診療分(12カ月分)。

資格確認日…1日でも資格があれば分析対象としている。

本分析における被保険者一人当たりの医療費は、分析期間内の被保険者数を用いて算出している。そのため、月単位の被保険者数を用いて算出している他帳票とは一致しない。

※受診率…被保険者一人当たりのレセプト件数。集計に調剤のレセプトは含まない。

※一件当たりの日数…集計に調剤レセプトは含まない。

※一件当たりの医療費…医療費の集計に調剤レセプトを含む。日数の集計に調剤レセプトは含まない。

(4) 中分類による医療費統計（患者一人当たり医療費上位10疾病）（令和4年度）

総合計	医療費総計(円)	患者数(人)	患者一人当たりの医療費(円)
	3,354,289,680	8,137	412,227

順位	疾病分類(中分類)		医療費(円) ※	患者数(人)	患者一人当たりの医療費(円)
1	0209	白血病	32,762,135	18	1,820,119
2	0904	くも膜下出血	16,494,854	19	868,150
3	1402	腎不全	188,005,074	360	522,236
4	0503	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	145,609,538	330	441,241
5	0205	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	98,540,974	271	363,620
6	1502	妊娠高血圧症候群	1,242,869	4	310,717
7	1602	その他の周産期に発生した病態	2,014,891	7	287,842
8	0203	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	12,923,763	45	287,195
9	0208	悪性リンパ腫	18,709,264	68	275,136
10	0604	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	13,251,236	51	259,828

データ化範囲(分析対象)…入院(DPCを含む)、入院外、調剤の電子レセプト。

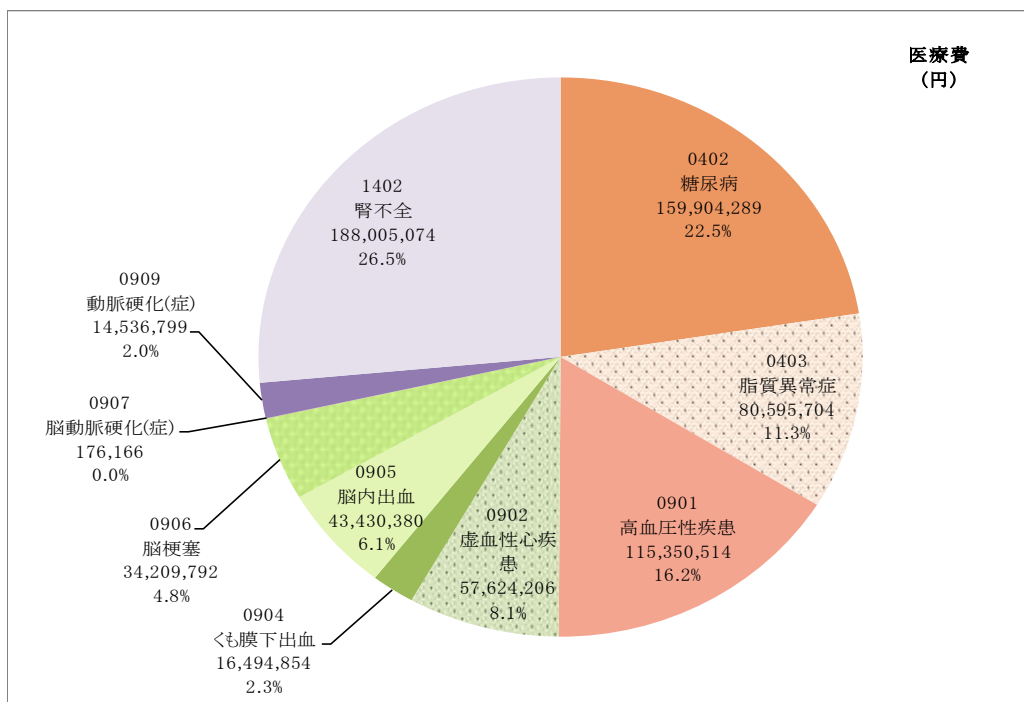
対象診療年月は令和4年4月～令和5年3月診療分(12カ月分)。

資格確認日…1日でも資格があれば分析対象としている。

※医療費…中分類における疾病項目毎に集計するため、データ化時点で医科レセプトが存在しない(画像レセプト、月遅れ等) 場合集計できない。



## (5) 生活習慣病疾病別 医療費割合



データ化範囲(分析対象)…入院(DPCを含む)、入院外、調剤の電子レセプト。

対象診療年月は令和4年4月～令和5年3月診療分(12カ月分)。

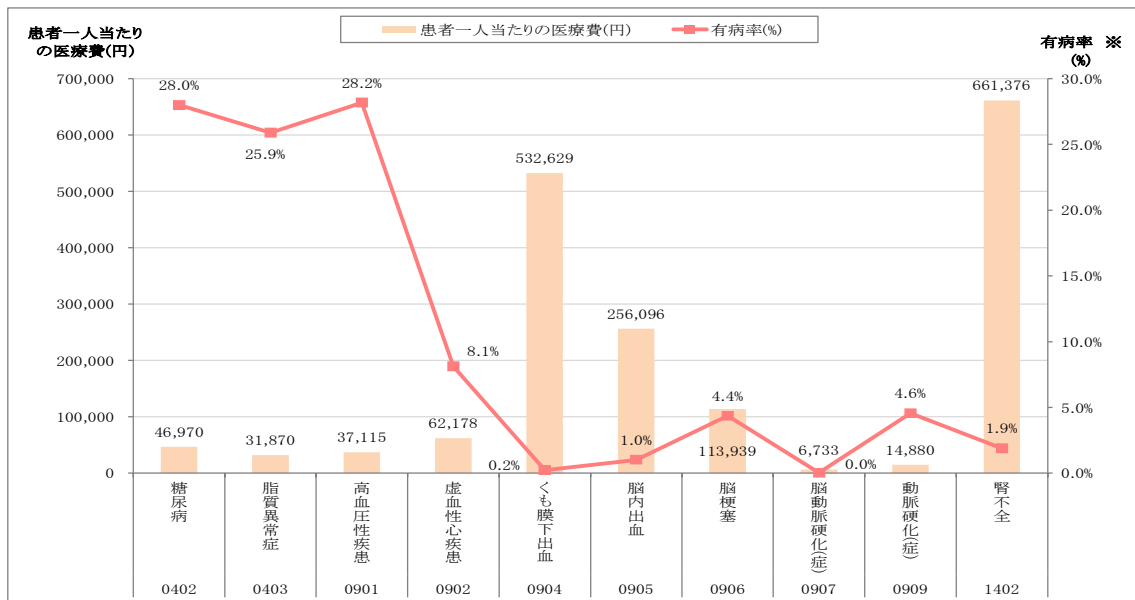
資格確認日…1日でも資格があれば分析対象としている。

※有病率…被保険者数に占める患者数の割合。

生活習慣病…厚生労働省「特定健康診査等実施計画作成の手引き(第4版)」には、生活習慣病の明確な定義が記載されていないため、「特定健康診査等実施計画作成の手引き(第2版)」に記載された疾病中分類を生活習慣病の疾病項目としている。

※割合…小数第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない。

## (6) 生活習慣病別 患者一人当たりの医療費と有病率



データ化範囲(分析対象)…入院(DPCを含む)、入院外、調剤の電子レセプト。

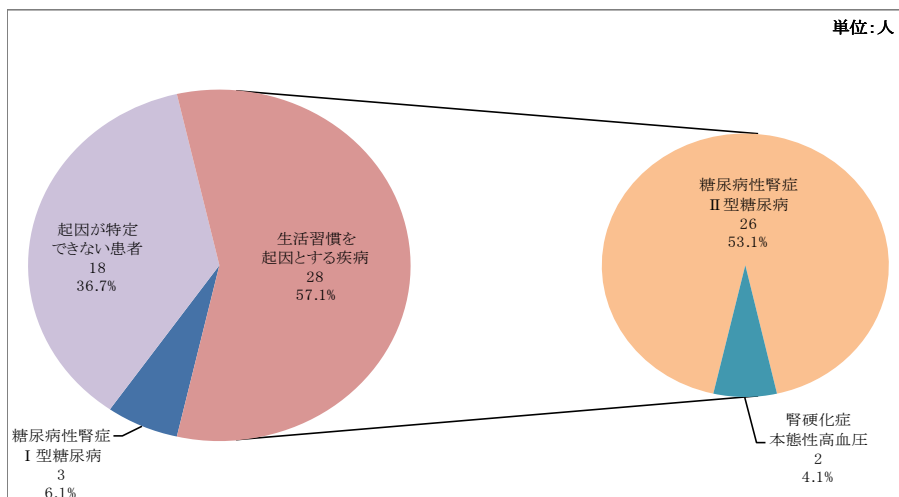
対象診療年月は令和4年4月～令和5年3月診療分(12カ月分)。

資格確認日…1日でも資格があれば分析対象としている。

※有病率…被保険者数に占める患者数の割合。

生活習慣病…厚生労働省「特定健康診査等実施計画作成の手引き(第4版)」には、生活習慣病の明確な定義が記載されていないため、「特定健康診査等実施計画作成の手引き(第2版)」に記載された疾病中分類を生活習慣病の疾病項目としている。

## (7) 透析に至った起因



データ化範囲(分析対象)…入院(DPCを含む)、入院外、調剤の電子レセプト。

対象診療年月は令和4年4月～令和5年3月診療分(12カ月分)。

データ化範囲(分析対象)期間内に「血液透析」もしくは「腹膜透析」の診療行為がある患者を対象に集計。

現時点で資格喪失している被保険者についても集計する。緊急透析と思われる患者は除く。

※割合…小数第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない。

## (8) 新規透析患者数

令和3年4月～令和4年3月診療分のレセプトにおける人工透析患者と、令和4年4月～令和5年3月診療分のレセプトにおける人工透析患者を比較し、後者の期間の新規透析患者数を集計しました。令和4年度における新規透析患者数は7人です。

透析に至った起因	A		B		Aにおいて透析患者ではなく Bにおいて透析患者となった人数  新規透析患者 ※1 ※2
	令和3年4月～令和4年3月 診療分(12カ月分)	割合 (%)	令和4年4月～令和5年3月 診療分(12カ月分)	割合 (%)	
① 糖尿病性腎症 I型糖尿病	1	1.9%	0	0.0%	0
② 糖尿病性腎症 II型糖尿病	36	66.7%	27	57.4%	3
③ 糸球体腎炎 IgA腎症	0	0.0%	0	0.0%	0
④ 糸球体腎炎 その他	1	1.9%	3	6.4%	3
⑤ 腎硬化症 本態性高血圧	0	0.0%	0	0.0%	0
⑥ 腎硬化症 その他	0	0.0%	0	0.0%	0
⑦ 痛風腎	0	0.0%	0	0.0%	0
⑧ 起因が特定できない患者 ※	16	29.6%	17	36.2%	1
透析患者合計	54		47		7

データ化範囲(分析対象)…入院(DPCを含む)、入院外、調剤の電子レセプト。

対象診療年月は令和3年4月～令和5年3月診療分(24カ月分)。

データ化範囲(分析対象)期間内に「血液透析」もしくは「腹膜透析」の診療行為がある患者を対象に集計。

現時点で資格喪失している被保険者についても集計する。

※1 新規透析患者の定義…Aの期間に透析患者ではなく、Bの期間に透析患者になった者。

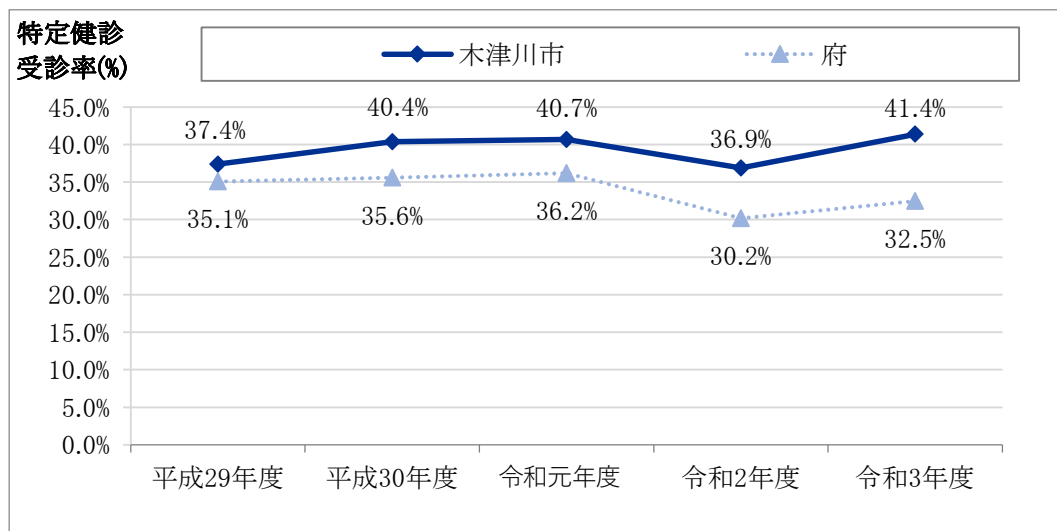
※2 Aの期間とBの期間で起因となる傷病名が違う場合、当該の欄に集計される。そのためA-Bは一致しない。

※⑧起因が特定できない患者…①～⑦の傷病名組み合わせに該当しない患者。

## 5 特定健診及び特定保健指導の状況

### (1) 特定健康診査

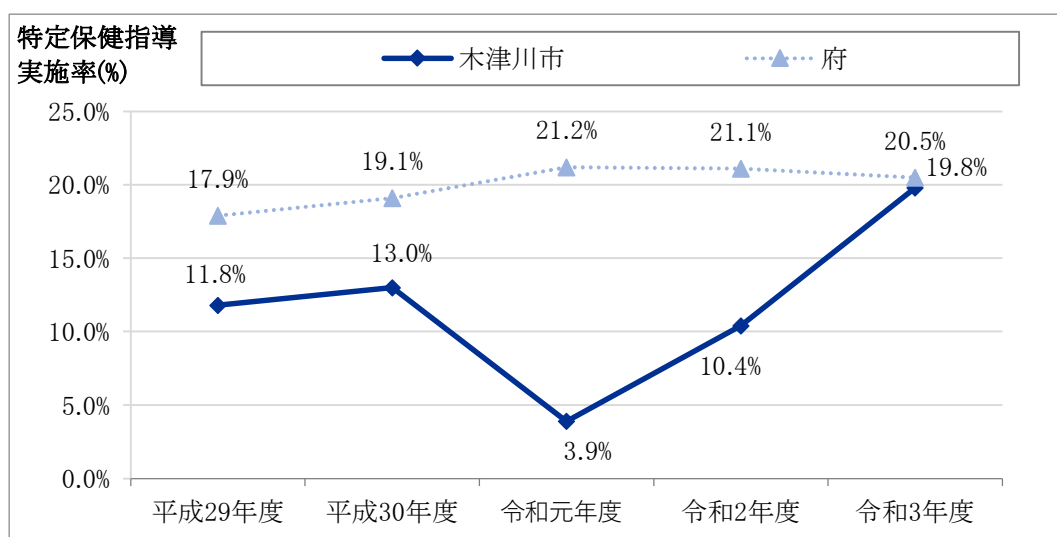
平成 29 年度から令和 3 年度における、特定健康診査受診率を年度別に示したものです。府よりも受診率は高く、令和 3 年度の受診率 41.4%は平成 29 年度 37.4%より 4.0%増加しています。



出典：特定健診・特定保健指導法定報告結果

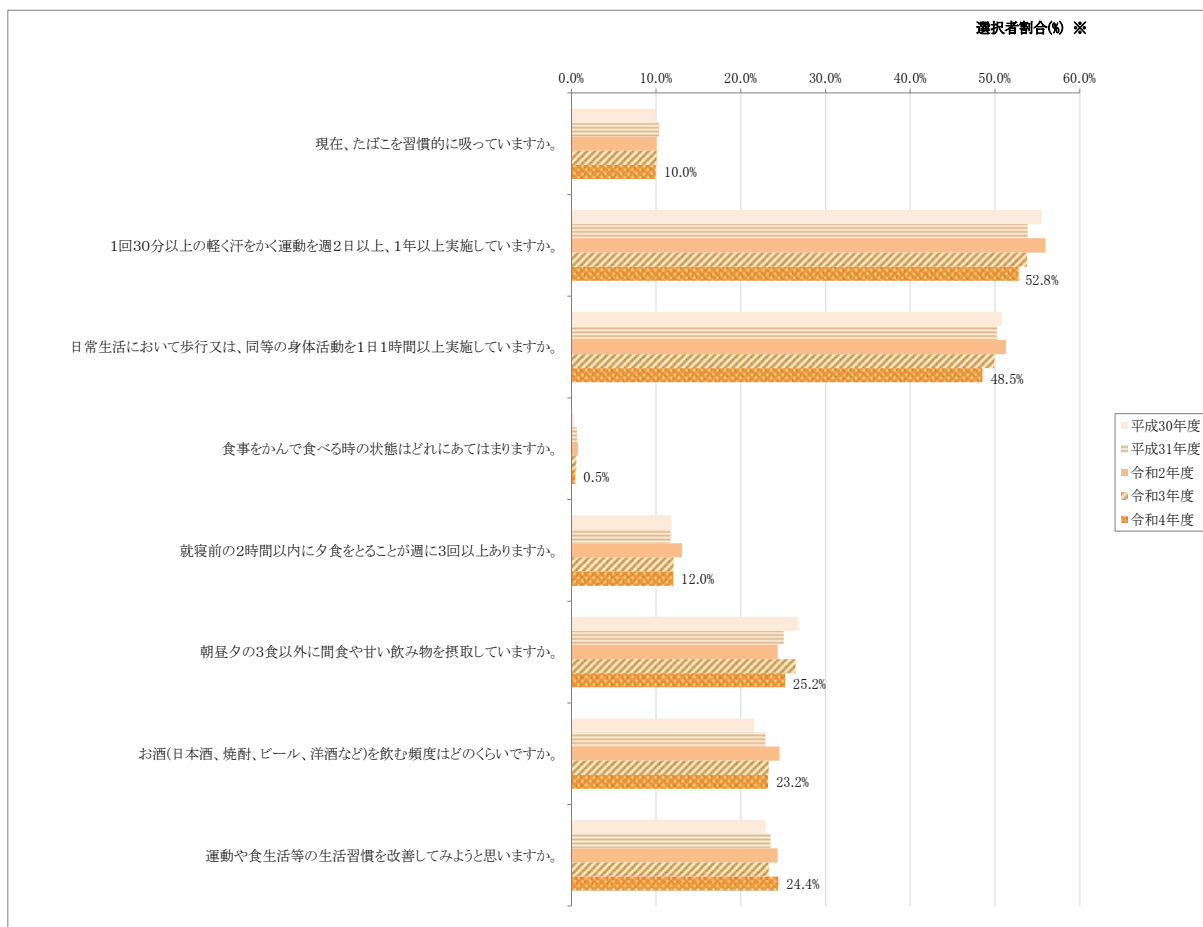
### (2) 特定保健指導

平成 29 年度から令和 3 年度における、特定保健指導の実施率を年度別に示したものです。令和 3 年度の特定保健指導実施率 19.8%は平成 29 年度より 8%増加しています。



出典：特定健診・特定保健指導法定報告結果

### (3) 質問票回答状況より年度別 対応の考慮が必要な選択肢の選択割合



データ化範囲(分析対象)…健康診査データは平成30年4月～令和5年3月健診分(60カ月分)。

資格確認日…各年度末時点。

※選択者割合…質問回答者のうち、該当の選択肢を選択した人の割合。

- ・ 現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 …「はい」の選択者数を集計。
- ・ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。 …「いいえ」の選択者数を集計。
- ・ 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。 …「いいえ」の選択者数を集計。
- ・ 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。 …「ほとんどかめない」の選択者数を集計。
- ・ 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。 …「はい」の選択者数を集計。
- ・ 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。 …「毎日」の選択者数を集計。
- ・ お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。 …「毎日」の選択者数を集計。

## 6 今後の予定

- 1 1月 第3期データヘルス計画に係る保健事業の計画策定
- 1 2月 第1期、第2期データヘルス計画の最終評価  
第3期データヘルス計画(案)策定、第4期特定健康診査等実施計画(案)策定
- 1月 庁内関係機関と次期計画の整合性について協議  
令和5年度第3回国保運営協議会
- 2月 国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会
- 3月 第3期データヘルス計画策定、第4期特定健康診査等実施計画策定

評価 5:目標達成 4:改善している 3:横ばい 2:悪化している 1:評価できない

事業名	事業目的	対象者	実施内容	第1期計画		第2期計画		評価	考察	今後の展望
				目標値 上段:アウトプット 下段:アウトカム	実績 (平成28年度)時点	目標値 上段:アウトプット 下段:アウトカム	実績 (令和4年度)時点			
1 特定健康診査事業	被保険者の生活習慣病予防	満40歳から満74歳までの被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度：特定健康診査の無料化（対象者全員）個別健診に加え集団健診を実施</li> <li>令和3年度：特定健康診査（個別）の圏域化</li> <li>令和4年度：集団健診の申込みを電話のみからWEB、電話に変更</li> <li>令和5年度：集団健診を2回実施</li> </ul>	対象者への通知率 100%	通知率 100%	対象者への通知率 100%	通知率 100%	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診の無料化・特定健康診査（集団）の実施により、令和3年度は4.0%（平成29年度比）向上したが、目標値には未達成である。</li> <li>令和4年度特定健康診査は、40歳代、50歳代の男性の受診率が10%代から20%代に向上した。</li> <li>特定健康診査受診率は、国基準に未達成であり、特定健康診査の受診環境整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査の結果より、メタボリックシンドローム基準該当者及び予備軍の割合が年々増加している。特定健康診査により、生活習慣病の早期発見・早期治療が必要である。</li> <li>特定健康診査（集団）の実施回数拡大により特定健康診査受診の機会を増やし、効果検証を行う。</li> <li>特定健康診査とがん検診の同時実施について衛生部門と協議し、特定健康診査の利便性について検討する。</li> <li>特定健康診査（個別）の圏域化による効果を、山城南圏域で協議する。</li> </ul>
2 特定保健指導事業	生活習慣病該当者及び予備軍の減少	満40歳から満74歳までの被保険者で特定健康診査の結果、特定保健指導対象となった者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査の結果から特定保健指導対象者に、生活習慣病重症化予防のため、管理栄養士、保健師が面接、電話、訪問により特定保健指導を実施</li> <li>衛生部門と協同して実施</li> </ul>	特定保健指導実施率 5%向上	特定保健指導実施率 12.4%	特定保健指導実施率 5%向上	未確定 (参考) 令和3年度実績 特定保健指導実施率 19.8% (平成29年度比5.0%向上)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保部門において専門職（保健師1名・管理栄養士2名）の人員確保により、特定保健指導実施率が8.0%向上したが目標値は未達成である。</li> <li>特定健康診査の結果返却と同時に特定保健指導を実施し、早期介入により、生活習慣を見直す機会となっている。</li> <li>衛生部門における特定保健指導の実施体制の検討が必要である。</li> <li>特定保健指導対象者割合は、令和3年度は、1.0%（平成29比）向上した。コロナウイルス感染症による影響の有無は不明確であり、今後も経年的に見ていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中分類による疾病別医療費統計より、腎不全、糖尿病、その他心疾患（虚血性心疾患等）が上位を占めている。特定保健指導の早期介入を継続して実施し、生活習慣病の重症化予防をする。</li> <li>今後とも特定保健指導利用率の向上に努める。また、特定健康診査受診者のメタボ該当率・予備軍の割合を経年的に分析し、より効果的な保健指導の実施方法を検討していく。</li> </ul>
3 特定健康診査未受診者対策事業	特定健康診査の受診率の向上	満40歳から満74歳までの被保険者で、抽出基準日において特定健康診査を受診していない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度～令和元年度：市独自で対象者へ封書で受診勧奨</li> <li>令和2年度～令和3年度：大判はがきにより受診勧奨</li> <li>令和4年度：圧着ハガキで受診勧奨</li> <li>令和5年度：未受診者の対象者を分野ごとに分けて、大判圧着はがきで受診勧奨。通知後、受診の有無を確認</li> </ul>	対象者への通知率 100%	通知率 100%	対象者への通知率 100%	通知率 100%	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度、特定健康診査の受診機会を増加・利便性のため、衛生部門とがん検診の同時実施について協議をした。</li> <li>令和2年度から令和5年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診と同時実施はせず、集団健診のみ実施した。</li> <li>集団健診受診者のアンケートより、市内にかかりつけ医がいない、医療機関で予約をとれなかった等の理由により集団健診を受診されていた。</li> <li>受診勧奨通知により受診に繋がったかは判断は出来ないが、勧奨後の受診率は、横ばい状態である。特定健康診査受診率は、経年的に向上（令和2年度コロナ禍を除く）している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査受診勧奨後の受診率は、横ばい状態である。</li> <li>特定健康診査受診勧奨の時期・内容を検討し、受診率向上に努める。</li> </ul>

	事業名	事業目的	対象者	実施内容	第1期計画		第2期計画		評価	考察	今後の展望
					目標値 上段:アウトプット 下段:アウトカム	実績 (平成28年度)時点	目標値 上段:アウトプット 下段:アウトカム	実績 (令和4年度)時点			
4	特定保健指導未指導者対策事業	特定保健指導実施率の向上	満40歳から満74歳までの被保険者で特定保健指導対象となった者で特定保健指導未利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度～令和2年度：特定健康診査の結果から特定保健指導対象者へ電話による特定保健指導利用勧奨を管理栄養士、保健師が実施</li> <li>令和4年度～令和5年度：電話による特定保健指導利用勧奨の不在者に対して、管理栄養士・保健師が訪問し、特定保健指導の利用勧奨を実施</li> </ul>	対象者への通知率 100%  特定保健指導実施率 5%向上  特定保健指導対象者の生活習慣改善率 20% 平成26年度と比較して平成29年度に積極的支援及び動機付け支援対象者の2%減	対象者への通知率 100%  特定保健指導実施率 12.4% 特定保健指導対象者の生活習慣改善率 96.3% 積極的支援及び動機付け支援対象者の割合 9.5% ＊平成26年度 ・特定保健指導率 18.1% ・支援対象者割合 10.5%	対象者への通知率 100%  未確定 (参考) 令和3年実績 保健指導利用勧奨者の特定保健指導実施率 30.6% 特定保健指導実施率 19.8%	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度より、早期に特定保健指導対象となった者へ、健診結果返却と同時に、特定保健指導を実施し、8.0%（平成29年度比）向上した。</li> <li>未達成の要因として、アンケート結果より、仕事が忙しい、自覚症状がない、自己流で取組んでいる等健診の受診だけで生活習慣の見直しにはつながっておらず、行動変容にどのようにつなげるか課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団健診の実施回数、場所を増やすことで健診を受ける機会を設け、結果説明会（集団）を実施する。</li> <li>結果説明会では、健診結果の見方、生活習慣改善の講演と同時に、特定保健指導（個別）を実施し、様々な測定を行い健康意識を高める取組（イベント）を継続して実施する。</li> </ul>	
5	健診異常値放置者受診勧奨事業	健診異常値を放置している対象者の医療機関受診	満40歳から満74歳までの被保険者で特定健康診査の結果、受診勧奨判定値を超えている者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査の結果、受診勧奨判定値を超えている者に対し、受診勧奨の通知書を送付</li> <li>受診勧奨の通知書を送付後、医療機関受診が確認できない者に対して、再度通知書を送付することで、受診勧奨を実施</li> </ul>	対象者への通知率 100%  受診勧奨した者のうち50%の異常値放置者減少	対象者への通知率 100%  39.3%	対象者への通知率 100%  短期：対象者の医療機関受診率 35% 中長期：特定健康診査異常値放置者 2%減少	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>再受診勧奨は、特定健康診査の結果で生活習慣病の何が受診勧奨判定値を超えているか明確にすることで、医療受診につながった。</li> <li>返信者及びレセプトより、医療機関の受診率が24.4%（平成29年度比）と向上し、目標達成した。</li> </ul>	引き続き再受診勧奨の内容を検討し、医療機関受診へ繋げる。	
6	糖尿病性腎症重症化予防事業（未受診者）	特定健康診査の結果、糖尿病に関する検査項目において、受診勧奨判定値を超えている者を医療機関受診へつなげる	満40歳から満74歳までの被保険者で、特定健康診査の結果、糖尿病に関する検査項目において受診勧奨判定値を超えている者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査の結果、糖尿病に関する検査項目が受診勧奨判定値を超えている者に対して、受診勧奨の通知書を送付</li> <li>受診勧奨の通知書を送付後、医療機関受診が確認できない者に対して、再度通知書を送付することで、受診勧奨を実施</li> </ul>	/	/	対象者への通知率 100%  対象者の医療機関受診率 35%	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2期データヘルス計画では未計画で、平成30年度より実施した。</li> <li>透析患者の起因として、糖尿病性腎症、Ⅱ型糖尿病が高く、生活習慣病を起因とする疾患が57.0%と高い状態である。</li> <li>糖尿病による医療費（KDB：令和4医療費分析大、中、小細分類より）は、令和4年度で糖尿病1位、慢性腎臓病（透析有）3位と高く、糖尿病重症化を予防するため、引き続き受診勧奨を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診結果の返却と同時に、対象者へ受診勧奨を行う。</li> <li>健康教室（プレ糖尿病教室）において、医療機関へ受診が必要な者は、受診勧奨を行う。</li> </ul>	

	事業名	事業目的	対象者	実施内容	第1期計画		第2期計画		評価	考察	今後の展望
					目標値 上段:アウトプット 下段:アウトカム	実績 (平成28年度)時点	目標値 上段:アウトプット 下段:アウトカム	実績 (令和4年度)時点			
7	糖尿病性腎症重症化予防事業(治療中断者)	糖尿病で通院中の者であったが、治療中断している者を医療機関受診へつなげる	満40歳から満74歳までの被保険者で、糖尿病に係る通院の者で、最終の受診日から6ヶ月以上経過しても受診歴がない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会に対象者の抽出を依頼</li> <li>・対象者の選定</li> <li>・対象者へ通知書・アンケートを送付</li> <li>・未返信者の医療・健診受診状況を確認</li> </ul>			対象者への通知率 100%	通知率 100%	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期データヘルス計画では、未計画であった。平成30年度より実施。対象者へ、受診連絡票とアンケートを送付したが、返信者数が少なく、医療機関受診が見受けられない。</li> <li>・医療機関を受診された者からは、「治療の必要性がない」という状況だった。医療機関を受診されず、アンケートのみ返信された者は、「自覚症状がないため受診しない」と返信があった。未受診者は、糖尿病重症化予防のため、訪問等で引き続き受診勧奨をしていく必要がある。 *母数が少ないため、割合が高くでている。</li> </ul>	経年的に糖尿病治療中断者の、健診・医療機関受診状況より、病期の進行の有無、合併症等併発していないか確認する。
8	糖尿病性腎症重症化予防事業(ハイリスク者)	糖尿病性腎症患者の病期進行阻止	糖尿病により医療機関で受療中の者で、前年度の特定健康診査の結果で以下のいずれかに該当する者 ・HbA1c6.5%以上、尿蛋白+以上の者 ・血糖コントロール不良で医師から推薦があった者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医と連携し、保健指導の内容を情報共有し、効果的な保健指導を実施</li> <li>・対象者に対して、管理栄養士・保健師より、食事・運動等の生活習慣について、面談・訪問・電話で保健指導を実施</li> <li>・保健指導終了後は、健康診査のデータ、定期的な通院の有無等を確認</li> </ul>	保健指導実施率80%以上	保健指導完了者の生活習慣改善率 20%	保健指導実施率80%以上	保健指導完了率 100% (保健指導完了者7名/保健指導実施者7名)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者の翌年度の健診結果(糖尿病性腎症に起因する検査項目)から、数値が改善されていることが確認できた。</li> <li>・健診を受けていなくても、医療機関へ継続して受診しており、透析移行者・病期進行者はいなかった。</li> <li>・医療機関を受診されている方が対象者であるため、参加者が少ないことが課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透析関連の医療費(内、糖尿病性腎症、Ⅱ型糖尿病)が一人当たり約550万円である。生活の質を維持・向上し、糖尿病性腎症悪化を遅延させるため、早期医療、保健指導が必要である。</li> <li>・個々の状態に応じた保健指導を、医療機関と連携し実施する。</li> <li>・糖尿病が重症化する前の保健指導が必要である。</li> <li>・健康教室等の事業で、対象となる方がいれば、当該事業を併せて実施し、医療機関と連携して保健指導をする。</li> </ul>
9	服薬情報通知事業	服薬の適正化	抽出基準 ・対象期間 4~5月に服用している医薬品を対象 ・データの集計期間 前年度12月診療分~当該年度5月診療分の医科(入院外)及び調剤電子レセプト ・対象医薬品 薬価基準収載医薬品コード上4桁が同一の医薬品(同一薬効の医薬品) ・重複とみなす条件 2か月連続で2医療機関以上から処方を受けている医薬品が月あたり7日以上重複している状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会に対象者の抽出を依頼</li> <li>・対象者の選定(山城南圏域医師会・薬剤師会)</li> <li>・対象者へ通知書を送付</li> <li>・未返信者の医療受診状況を確認</li> </ul>			対象者への通知率 100%	通知率 100%	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>重複服薬のみ実施(京都府)平成30年度と令和元年度(府モデル事業)と実施方法の変更があった。また、令和3年度より薬価コードの変更があり、次期計画で効果等を分析していく。 *母数が少ないため、重複服薬改善の割合が高くなる。</li> </ul>	医療の適正化をしていくため、次期計画においても引き続き、地域の医師会・薬剤師会と連携し、事業を実施する。

	事業名	事業目的	対象者	実施内容	第1期計画		第2期計画		評価	考察	今後の展望
					目標値 上段:アウトプット 下段:アウトカム	実績 (平成28年度)時点	目標値 上段:アウトプット 下段:アウトカム	実績 (令和4年度)時点			
10	ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の普及率向上	レセプトデータから、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の者	ジェネリック医薬品差額通知書を送付	対象者への通知率 100%	通知率 100%	対象者への通知率 100%	通知率 100%	1	長期療養者で、先発薬で安定してコントロールできている方は、後発医薬品への変更が難しい状況である。令和3年度より市で実施するようになり、普及率の算出基準が変わったため評価ができない。	今後も通知を継続して実施し、更なるジェネリック医薬品の普及を推進していく。
11	健康教育事業	被保険者の健康意識の向上	満40歳から満74歳までの被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度～令和元年度：市内のイベント開催時において、簡易血糖検査（HbA1c測定）を実施し、測定値が特定健診の特定保健指導判定値・受診勧奨判定値を超えている者に対して、管理栄養士、保健師の専門職による保健指導を行う。</li> <li>受診勧奨判定値を超えている者へは、医療機関の受診勧奨を行い、後日電話にて受診状況や測定値の変化を確認する。</li> <li>令和4年度：特定健康診査（集団）後の結果説明会で、尿中ナトカリ測定、血管年齢測定、ロコモ度チェックを行い、検査結果の基準値に基づいて、管理栄養士・保健師より保健指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易血糖検査の結果、保健指導判定値の者へ保健指導、受診勧奨判定値の者へ受診勧奨実施率 80%</li> <li>平成27年度と比較して指導した者のうち10%の正常値への移行、受診勧奨した者のうち50%の異常値減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健指導判定値の者へ保健指導、受診勧奨判定値の者へ受診勧奨の実施率 88.5%</li> <li>正常値への移行⇒評価できず 異常値放置者の減少 71.4%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易血糖検査で、保健指導判定値の者へ保健指導、受診勧奨判定値の者へ受診勧奨の実施率 80%</li> <li>受診勧奨者の医療機関受診率 60%</li> </ul>	1	令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できず評価できない。	令和2年度より、インセンティブ事業として、ウォーキングポイント事業を実施。今後も京都府と共催しながら、継続して実施していく。	
12	健康教室事業 (運動教室・栄養教室)	食習慣や運動習慣を見直し、生活習慣病予防に繋げる	満40歳から満74歳までの被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(栄養教室) 管理栄養士によるテーマ別の講話</li> <li>(運動教室) 運動トレーナーによる運動及びウォーキング</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者への通知率 100%</li> <li>短期：参加者の意識改善率 80%</li> <li>長期：特定健康診査の間診において「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施していますか」・「日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか」に「はい」と答えた人の割合 60%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知率 100%</li> <li>(栄養教室) 令和2年度より、コロナ禍のため実施方法、回数、内容を変更し、効果検証について継続して行う。</li> <li>(運動教室) 令和3年度より、実施内容・回数の見直し、効果検証について継続して行う。</li> <li>1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上：47.2%</li> <li>日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか：51.5%</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初の運動教室では、リピーターが多かったため、令和3年度から内容や申込み方法を見直したところ、初回参加の方が増加し、幅広く利用してもらえるようになった。</li> <li>特定健康診査における問診の集計結果より、運動習慣が身につけている方は約半数であり、目標値の達成には至っていない。</li> <li>事業に数回参加しただけでは、継続的な生活習慣は身につけにくく、行動変容にどうつなげていくかが課題である。</li> </ul>	・健康意識が高まるよう、健康教室の内容を検討していく。

※斜線：計画において設定や評価等ができない項目



適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

### (1) 特定健康診査事業

事業目的	被保険者の生活習慣病予防
対象者	満40歳から満74歳までの被保険者
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	R2: 特定健康診査の無料化、特定健康診査（集団）を1会場、1回実施し、健診受診の機会を拡大 R3: 特定健康診査（個別）の圏域化 R4: 特定健康診査（集団）の申込方法を変更（電話のみ→電話もしくはWeb） R5: 特定健康診査（集団）を2会場で実施予定

#### 【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：通知率100% (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
目標値	—	100	100	100	100	100	100
実績値	100	100	100	100	100	100	100

アウトカム：特定健康診査受診率8%向上 (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
目標値	—	43.0	46.0	50.0	53.0	56.0	60.0
実績値	37.4	40.4	40.7	36.9	41.4	42.7 (暫定値)	—

#### 【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5: 目標達成 4: 改善している 3: 横ばい 2: 悪化している 1: 評価できない	考察 (成功・未達要因)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診の無料化・特定健康診査（集団）の実施により、令和3年度は4.0%（H29年度比）向上したが、目標値には未達成である。</li> <li>・ 特定健康診査（集団）の申込方法の変更により、40歳代、50歳代の男性の受診率が10%代から20%代に向上した。</li> <li>・ 特定健康診査受診率は、国基準に未達成であり、特定健康診査の受診環境整備が必要である。</li> </ul>
		今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査の結果より、メタボリックシンドローム基準該当者及び予備軍の割合が年々増加している。特定健康診査により、生活習慣病の早期発見・早期治療が必要である。</li> <li>・ 特定健康診査（集団）の実施回数拡大により特定健康診査受診の機会を増やし、効果検証を行う。</li> <li>・ 特定健康診査とがん検診の同時実施について衛生部門と協議し、特定健康診査の利便性について検討する。</li> <li>・ 特定健康診査（個別）の圏域化による効果を、山城南圏域で協議する。</li> </ul>

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

## (2) 特定保健指導事業

事業目的	生活習慣病該当者及び予備軍の減少
対象者	満40歳から満74歳までの被保険者で特定健康診査の結果、特定保健指導対象となった者
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	R2: 特定健康診査（集団）受診者に対して、結果説明と同時に特定保健指導を実施 R3: 特定保健指導対象者に対して、健診結果返却と同時に、特定保健指導を実施 R4: 従来の方法による特定保健指導と共に、訪問による特定保健指導を実施

### 【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：特定保健指導実施率5%向上(評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
目標値	—	25.0	32.0	39.0	45.0	52.0	60.0
実績値	11.8	13.0	3.9	10.4	19.8	25.0 (暫定値)	—

アウトカム：特定保健指導対象者割合2%減少（平成29年度と比較）(評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
対象者数	389	397	431	390	455	—	—
対象者の減少率	19.0	22.1	18.4	13.0	20.0	—	—

### 【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5: 目標達成 4: 改善している 3: 横ばい 2: 悪化している 1: 評価できない	考察 (成功・未達要因) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保部門において専門職（保健師1名・管理栄養士2名）の人員確保により、特定保健指導実施率が8.0%向上したが目標値には未達成である。</li> <li>・ 特定健康診査の結果返却と同時に特定保健指導実施し、早期介入により、生活習慣を見直す機会となっている。</li> <li>・ 衛生部門における特定保健指導の実施体制の検討が必要である。</li> <li>・ 特定保健指導対象者割合は、令和3年度は、1.0%（H29比）向上した。コロナウイルス感染症による影響の有無は不明確であり、今後も経年的に見ていく必要がある。</li> </ul>	今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中分類による疾病別医療費統計より、腎不全、糖尿病、その他心疾患（虚血性心疾患等）が上位を占めている。特定保健指導の早期介入を継続して実施し、生活習慣病の重症化予防をする。</li> <li>・ （短期）特定保健指導利用者の腹囲2cm、体重2kg減量した割合（中長期）特定健康診査受診者のメタボ該当率・予備軍の割合を経年的に見る。</li> </ul>
---------	--	---	---

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

### (3) 特定健康診査未受診者対策事業

事業目的	特定健診の受診率の向上
対象者	満40歳から満74歳までの被保険者で、抽出基準日において特定特定健康審査を受診していない者
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の変更：平成29年度まで業者委託し受診勧奨通知の対象者を選定（受診勧奨者の上限有）して通知 平成30年度から市独自で未受診者全員に受診勧奨を実施</li> <li>受診勧奨方法の変更：平成30年度は封書で受診勧奨の書類を送付 平成31年度から令和3年度まで、大判ハガキ（R2年度から集団健診の案内追加）で受診勧奨を送付 令和元年度まで薬剤師による受診勧奨。 令和2年度から地域長の協力を得て、回覧板にて特健康診査（集団健診・圏域化）の案内を実施 令和4年度から圧着ハガキと勧奨方法を工夫した。</li> </ul>

#### 【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：特定健康診査受診勧奨通知率100%（評価指標） (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	100	100	100	100	100	100	100

アウトカム：通知対象者の特定健康診査受診率2.5%（評価指標） (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	7.7	20.8	18.1	20.5	18.8	20.4	—

#### 【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5: 目標達成
	4: 改善している
	3: 横ばい
	2: 悪化している
	1: 評価できない

考察 (成功・未達要因)	<ul style="list-style-type: none"> <li>R1年度、特定健康診査の受診機会を増加・利便性のため、衛生部門とがん検診の同時実施について協議をした。</li> <li>R2年度からR5年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診と同時実施はせず、集団健診のみ実施した。 集団健診受診者のアンケートより、市内にかかりつけ医がない、医療機関で予約をとれなかった等の理由により集団健診を受診されていた。</li> <li>受診勧奨通知により受診に繋がったかは判断は出来ないが、勧奨後の受診率は、横ばい状態である。 特定健康診査受診率は、経年的に向上（R2コロナ禍を除く）している。</li> </ul>
-----------------	--

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査受診勧奨後の受診率は、横ばい状態であるが、</li> <li>特定健康診査受診勧奨の時期・内容を検討し、受診率向上に努める。</li> </ul>
--------	--

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

#### (4) 特定保健指導未利用者対策事業

事業目的	特定保健指導実施率の向上
対象者	特定健康診査の結果、特定保健指導と判定されたにも関わらず、指導に繋がっていない者に対し、特定保健指導の指導勧奨を送付する。
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	H29年度まで業者委託し、特定保健指導利用勧奨数の上限有 H30年度からH31年度：市で特定保健指導対象者全てに特定保健指導利用の案内を送付 衛生部門と特定保健指導利用再勧奨を電話にて実施 R2年度：国保部門に保健師を1名増員、衛生部門と共に特定保健指導利用勧奨を実施 R3年度：専門職（保健師・管理栄養士）の人材確保し、特定保健指導利用勧奨を（コロナ禍のため）電話で全数対応 R4年度からR5年度：管理栄養士をさらに1名増員し、特定保健指導利用勧奨を電話及び訪問を実施

#### 【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：特定保健指導利用通知率100% (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	100	100	100	100	100	100	100

アウトカム：特定保健指導利用勧奨後の特定保健指導率8% (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	8.9	14.8	4.6	7.6	24.0	28.4	—

#### 【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5: 目標達成 4: 改善している 3: 横ばい 2: 悪化している 1: 評価できない	考察 (成功・未達要因)	令和3年度より、早期に特定保健指導対象となった方へ、健診結果返却と同時に、特定保健指導を実施し、19.5% (H29年度比) 向上した。 未達成の要因として、アンケート結果より、仕事が忙しい、自覚症状がない、自己流で取組んでいる等健診の受診だけで生活習慣の見直しには繋がっておらず、行動変容にどのようにつなげるか課題である。
		今後の方向性	・ 集団健診の実施回数、場所を増やし健診を受ける機会を増やし、結果説明会（集団）を実施する。 ・ 結果説明会では、健診結果の見方、生活習慣改善の講演と同時に、特定保健指導（個別）を実施し、様々な測定を行い健康意識を高める取組（イベント）を継続して実施する。

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

### (5) 健診異常値放置者受診勧奨事業

事業目的	健診異常値を放置している対象者の医療機関受診
対象者	特定健康診査の受診後、その結果に異常値があるにもかかわらず医療受診が確認できない対象者を特定し、通知書を送付することで受診勧奨を行う。
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	H29年度まで事業委託 H30年度からR2年度：受診勧奨判定値以上の者へ、健診結果返送と同時に医療機関受診連絡票を送付。送付後、返信がない者に対して、レセプトで確認し、未受診者は再勧奨を実施 R3年度：受診勧奨するも未受診の者のうち、特に生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常症）に関する受診勧奨判定値以上の者に対して、1度目と違った内容（リスク因子を分ける）を送付

#### 【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：通知率100% (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	100	100	100	100	100	100	100

アウトカム：①医療機関受診率35%、②異常値放置者2%減少 (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値①	19.2	33.6	37.0	27.8	28.9	43.6	—
実績値②	—	—	3.4	▲9.2	1.1	14.7	—

#### 【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--	--

事業全体の評価	5: 目標達成 4: <u>改善している</u> 3: 横ばい 2: 悪化している 1: 評価できない	考察 (成功・未達要因)	再受診勧奨は、健診結果で生活習慣病の何が受診勧奨判定値以上だったか明確にすることで、医療受診につながった。返信者及びレセプトより、医療機関の受診率が24.4% (H29年度比) と向上し、目標達成した。
			今後の方向性

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

(6)糖尿病性腎症重症化予防事業（未受診者）

事業目的	糖尿病性腎症に係る異常値を放置している対象者の医療受診勧奨
対象者	特定健康診査の結果、糖尿病に関する検査項目において受診勧奨値以上超えている者
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	H30年度からR2年度：受診勧奨判定値以上の者へ、健診結果返送と同時に医療機関受診連絡票を送付。送付後、返信がない者に対して、レセプトで確認し、未受診者は再勧奨を実施 R3年度～：受診勧奨するも未受診の者のうち、特に生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常症）に関する受診勧奨判定値以上の者に対して、1度目と違った内容（リスク因子を分ける）を送付

【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：通知率100%(評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	—	100	100	100	100	100	—

アウトカム：医療機関受診率35%(評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	—	18.2	22.6	15.7	85.8	88.5	—

【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5:目標達成	考察 (成功・未達要因)  ・第2期データヘルス計画では未計画で、平成30年度より実施した。 ・透析患者の起因として、糖尿病性腎症、Ⅱ型糖尿病が高く、生活習慣病を起因とする疾患が57.0%と高い状態である。 ・糖尿病による医療費（KDB：R4医療費分析大、中、小細分類より）は、令和4年度で糖尿病1位、慢性腎臓病（透析有）3位で高く、糖尿病重症化を予防するため、引続き受診勧奨を行う必要がある。
	4:改善している	
	3:横ばい	今後の方向性  ・健診結果の返却と同時に、受診勧奨値判定値以上の者へ受診勧奨を行う。 ・健康教室（プレ糖尿病教室）において、医療機関へ受診が必要な者は、受診勧奨を行う。
	2:悪化している	
	1:評価できない	

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

(7)糖尿病性腎症重症化予防事業（治療中断者）

事業目的	糖尿病の重症化リスクが高い治療中断者を、医療受診へつなげる
対象者	糖尿病の治療を受けていた者で最終受診日から6ヶ月以上経過しても受診していない者
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関受診連絡票とアンケートを送付</li> <li>・経年的に医療受診（レセプト）・健診結果を追跡する</li> </ul>

【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：通知率100% (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	—	100	100	100	100	100	

アウトカム：医療機関受診率35% (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	—	0.0	33.3	33.3	33.0	12.5	—

【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5:目標達成 4:改善している 3:横ばい 2:悪化している 1:評価できない	<p>考察 (成功・未達要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期データヘルス計画では、未計画であった。平成30年度より実施。対象者へ、受診連絡票とアンケートを送付するも、返信者数が少なく、レセプトで確認をするも、医療受診されていない割合が高い。</li> <li>・医療機関受診をされた方からは、「医師より治療の必要性がない」という状況だった。医療受診をされず、アンケートのみ返信された方は、「自覚症状がないため受診しない」と返信があった。アンケートより未受診者は、重症化予防のため、訪問等で引き続き受診勧奨をしていく必要がある。</li> <li>*母数が少なく、割合が高くでている。</li> </ul>
	今後の方向性	経年的に糖尿病治療中断者の、健診・医療機関受診状況より、病期の進行の有無、合併症等併発していないか確認する。

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

### (8)糖尿病性腎症重症化予防事業（ハイリスク）

事業目的	糖尿病性腎症患者の病期進行阻止
対象者	前年度特定健康診査の結果HbA1c7.0%以上かつ尿蛋白（+）以上の者 血糖コントロールが不良で医師から推薦があった者
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	・H30年度から令和3年度：委託事業者の専門職（保健師または管理栄養士）により、6ヶ月間、面接や電話・手紙にて保健指導 ・令和4年度：委託事業者の専門職と市（管理栄養士、保健師）それぞれで医療機関と連携し保健指導を実施

#### 【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：指導実施率80%以上(評価指標)

(%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	100	100	100	83.3	85.7	75.0	-

アウトカム：①指導完了者の検査数値（HbA1c）10%、②指導完了者のうち、糖尿病腎症における

病期進行者の割合20%未満(評価指標)

(%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値①	85.7	66.7	50.0	60.0	80.0	75.0	—
実績値②	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—

#### 【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5:目標達成	<p>考察 (成功・未達要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者の翌年度の健診結果から、健診結果（糖尿病性腎症に起因する検査項目）の数値が改善されていた。健診を受けていなくても、医療機関へ継続して受診しており、透析移行者・病期進行者はなかった。</li> <li>・医療機関を受診されている方が対象者であるため、参加者が少ないことが課題である。</li> </ul>
	4:改善している	
	3:横ばい	<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透析関連の医療費（内、糖尿性腎症、Ⅱ型糖尿病）が一人当たり約550万円である。生活の質を維持・向上し、糖尿病性腎症悪化を遅延させるため、早期医療、保健指導が必要である。</li> <li>・市で、個々の状態に応じた保健指導を、医療機関と連携し実施する。</li> <li>・糖尿病重症化になる前の保健指導が必要である。健康教室から、未治療者に対し医療機関へつなぎ、本事業へ連動して個別保健指導を実施する。</li> </ul>
	2:悪化している	
	1:評価できない	



適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

### (9)服薬情報通知事業

事業目的	服薬の適正化
対象者	抽出基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品：薬価基準収載医薬品コード上4桁が同一の医薬品（同一薬効）</li> <li>・基準：2か月連続で2医療機関以上から処方を受けている医薬品が月あたり7日以上重複している状態</li> <li>・抽出対象時期：4月から5月に服用している医薬品</li> </ul>
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	H30：委託事業者から重複服薬者へ服薬情報を通知 R1年度から令和2年度：R1年度は府のモデル事業として実施し、令和2年度は地域の医師会長・薬剤師会長の協力を得て、服薬情報を対象者へ通知 R3年度から薬価コードの変更があり、対象者の選考を府薬剤師会で実施後、地域の医師会長・薬剤師会長の協力を得て、服薬情報を対象者へ通知。未返信者は、レセプトにて受療状況を確認

#### 【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：通知率100% (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	—	100	100	100	100	100	—

アウトカム：重複服薬者割合 10%減少 (評価指標) \*改善した割合 (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	—	0	50	50	64.7	27.3	—

#### 【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5:目標達成 4:改善している 3:横ばい 2:悪化している 1:評価できない	考察 (成功・未達要因)	重複服薬のみ実施（京都府） 平成30年度と平成31年度（府モデル事業）と実施方法の変更があった。 また、令和3年度より薬価コードの変更があり、次期計画で効果等を分析していく。 *母数が少ないため、重複服薬改善の割合が高くなる。 送付対象者の重複服薬の改善割合は、評価指標を達成している。
		今後の方向性	医療の適正化をしていくため、次期計画においても引き続き、地域の医師会・薬剤師会と連携し、事業を実施する。

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

### (10)ジェネリック医薬品差額通知事業

事業目的	ジェネリック医薬品の普及率向上
対象者	レセプトデータから、ジェネリック医薬品の使用率が低く、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減が一定以上の者
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	R2年度まで、委託事業者から対象者へ毎月、「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付 R3年度：市で1回/2ヶ月、「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付 R4年度：ジェネリックシール窓口配布

#### 【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：通知率100%(評価指標)

(%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	—	100	100	100	100	100	—

アウトカム：ジェネリック医薬品普及率18%向上(評価指標)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	57.85	62.01	64.93	66.59	70.0	70.9	—

#### 【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5:目標達成 4:改善している 3:横ばい 2:悪化している 1:評価できない	考察 (成功・未達要因)	評価指標には未達成である。 長期療養者で、先発薬で安定してコントロールできている方は、後発医薬品への変更が難しい状況である。 R3年度より市で実施すようになり、普及率の算出方法が変わり評価できない。
		今後の方向性	今後も通知を継続して実施し、更なるジェネリック医薬品の普及を推進していく。

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

(11)健康教育事業

事業目的	被保険者の健康意識の向上
対象者	市のイベント開催時において、地域の薬剤師会の協力を得て、簡易血糖検査（HbA1c測定）の結果、測定値が特定健康診査の保健指導判定値・受診勧奨値を超えた者
事業実施年度	平成30年から平成31年度
実施内容	市のイベント開催時において、地域の薬剤師会の協力を得て、簡易血糖検査（HbA1c測定）を実施。測定の結果、測定値が特定健康診査の保健指導判定値・受診勧奨値を超えた者は、専門職（保健師、管理栄養士）により保健指導を実施。 平成30年度：3会場 平成31年度：1会場

【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：簡易血糖検査にて保健指導判定値の者の指導及び受診勧奨判定値の者の受診勧奨80%（評価指標）

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	88.8	67.5	26.5	—	—	—	—

アウトカム：受診勧奨者の医療機関受診率60%（評価指標）

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	62.5	75.0	66.9	—	—	—	—

【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5:目標達成 4:改善している 3:横ばい 2:悪化している 1:評価できない	考察 (成功・未達要因)	令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できず評価できず。
		今後の方向性	令和2年度より、インセンティブ事業として、ウォーキングポイント事業を実施し、今後も継続して実施していく。

適宜シート追加の上、実施する保健事業の内容をご記入ください。

## (12)健康教室事業

事業目的	食習慣や運動習慣を見直し、生活習慣病予防につなげる
対象者	特定保健指導対象者及び40歳から74歳の国民健康保険被保険者
事業実施年度	平成30年度から令和5年度
実施内容	<p>【栄養教室】 管理栄養士による生活習慣病予防をテーマに講話（R2年度より試食は中止） R3年度：実施回数を5回から4回に変更</p> <p>【運動教室】 R2年度まで運動教室の参加者を固定し、トレーナーによる運動を実践 R3年度から運動教室の内容を参加者のアンケートに基づき変更 実施回数を6回から4回へ変更、毎回参加者を募り実施</p>

### 【アウトプット・アウトカム評価】

アウトプット：通知率100% (評価指標) (%)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値	100	100	100	100	100	100	—

アウトカム：特定健康診査の問診票において①「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施していますか」・②「日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上していますか」に「はい」と答える人の割合60% (評価指標) (%)

	計画策定時 2016年度 (H28)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実績値①	48.0	44.5	46.1	44.1	46.2	47.2	—
実績値②	54.8	49.2	49.8	48.7	50.1	51.5	—

### 【ストラクチャー、プロセスによる評価】

--

事業全体の評価	5:目標達成 4:改善している 3:横ばい 2:悪化している 1:評価できない	<p>考察 (成功・未達要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動教室では、健康意識が高く、リピーターの参加者であった。R3から内容・参加申し込み方法を変更し、今まで参加されなかった方が、参加するようになった。特定健康診査より運動習慣の改善率は約半数で、評価指標には達成していない。</li> <li>・特定健康診査の問診票において運動や食生活等の生活習慣を「改善するつもりはない」20%代である。</li> <li>・行動変容にどのようにつけていくか、課題である。</li> </ul>
		<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康意識が高まるよう、健康教室の内容を検討していく。</li> </ul>

# 出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の 軽減措置について（案）

（国保年金課）

令和5年7月20日付け全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公布により、出産した被保険者等に係る国民健康保険税が軽減されることを受け、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算第2号及び木津川市国民健康保険税条例の一部の改正を提案するものです。

## 1. 予算概要

○補正予算の内容（12月補正）

（歳出）

総務費／総務管理費／一般管理費（システム改修費用） 1,474千円増

## 2. 制度概要

① 軽減に係る法的根拠

木津川市国民健康保険税条例

木津川市国民健康保険税条例施行規則

② 財政支援

システム改修費用：国が特別調整交付金により財政支援予定

（令和6年度）

保険税軽減分：公費負担（国 1/2、府 1/4、市 1/4）

③ 対象者

出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者がある場合の世帯の世帯主

④ 軽減対象

世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額

⑤ 軽減する額

出産被保険者の出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合には、3か月前から6か月間）の所得割額及び被保険者均等割額

(例) 軽減該当月								
	4月	5月	6月	7月	8月 出産予定日 (出産日)	9月	11月	12月
単胎の場合				●	●	●	●	
多胎の場合		●	●	●	●	●	●	

⑥ 適用期間

令和6年1月1日施行

ただし、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険税に適用

⑦ 申請と必要書類（出産予定日の6ヶ月前から届出可能）

- (1) 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- (2) 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- (3) 届出者の本人確認書類と国民健康保険証

3. 市における対応

① 市国民健康保険運営協議会での審議・承認

(木津川市国民健康保険条例施行規則第2条)

※上位法の改正のため、報告のみ

② 木津川市国民健康保険税条例改正

木津川市国民健康保険税条例施行規則改正

③ 基幹業務支援システム（国民健康保険システム）改修

令和6年1月以降契約予定

④ 令和6年1月号広報に制度案内掲載予定

⑤ 軽減に係る繰入金補正予算計上（一般会計・国保会計）3月補正

⑥ 令和6年1月からの保険税更正決定通知書の変更（規則改正）